

令和4年

事業主印不要の取り扱いについて

パッケージ企業年金基金

2022年4月1日よりご提出いただく届出書の事業主印の取り扱いにつきまして、以下の通り変更いたします。

◎事業主印の押印を不要とした届出等

適用関係	・ 加入者資格取得届 ・ 加入者資格喪失届 ・ 標準給与等月額変更届 ・ 電子媒体届出総括票（データ提出用） ・ 加入者関係事項訂正届 ・ 加入者氏名変更訂正届 ・ 加入者資格取得取消訂正届 ・ 加入者資格喪失取消訂正届 ・ 標準給与等月額変更取消訂正届 ・ 事業主関係変更届
------	--

◎引き続き事業主印の押印が必要な届出等

適用関係	・ 預金口座振替依頼書
------	---

《ご参考》

◎加入者・受給者の皆様から直接基金に提出する請求書等

原則、押印不要ですが、ご本人が必ず署名をお願いします。（ゴム印・代筆等は不可です。）

給付関係	・ 年金・一時金各種裁定請求書等 ・ 退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書 ・ 移換申出書（他制度へ一時金を移換する場合の書式） ・ 年金受給権者変更届 ・ 遺族給付金裁定請求書 ・ 加入者証再交付申請書
その他	・ 基金記録の開示等申請書

以上